

## 監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年9月27日

新城市監査委員 近藤 隆  
同 鈴木達雄

第1 監査種別  
定例監査・行政監査

第2 監査の対象  
消防本部  
消防総務課、予防課、消防署

第3 監査に当たった監査委員  
近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間  
平成28年4月4日～平成28年9月26日

第5 監査の方法  
平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成27年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室及び消防署所での現地査察を実施した。

第6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。  
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

## 消防本部

### 【消防総務課】

#### 指摘事項

- 1 消防用自動車の管理台帳に不備があったので、新城市自動車等安全運行及び管理に関する規程に基づき台帳の整備を図られたい。
- 2 防火水槽用地の土地の借受けに当たって、一部において借受け条件の異なるものがある。合併前の条件を引き継いでいるものではあるが、公平性を確保するため同じ条件で借り受けできるように地権者に協力を求められたい。

#### 意見

消防団の活動助成事業交付金については、本団・ラッパ隊・分団割・班割・器具庫割のものと、火災等出動状況に応じて団・分団・班等に交付されるものの2つがある。後者については、各団員の火災時等における出動手当的な性格を有するものであり、団員の処遇改善を図る観点からも団員個人に支払われるよう検討されたい。

### 【予防課】

#### 指摘事項

新城市少年女性防火委員会に係る活動事業補助金については、前回定例監査でも指摘をさせていただいたところである。その後、委員会会則の改正等を行うなど改善されているが、補助事業の執行として疑念のあるものが散見された。本補助金の交付目的に沿い適切な執行がされるよう指導されるとともに、市予算として直接執行についても検討されたい。

### 【消防署】

#### 意見

消防署所には消防車両、装備等様々なものが配備され、その運用（運行）に当たり必要とされる資格も数多く存在し、一部の資格取得においては職員の個人負担に頼っているものもある。有事の際にも、車両又は装備等の運用（運行）を確実なものとするため有資格者の確保を図る必要がある。任用後の消防業務に必要な資格取得にあっては、取得しやすい環境を整備するため公費負担若しくは助成制度等を検討されたい。